

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 4 月 1 7 日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
会派の異動に伴う協議事項について	3
(1) 会派の異動について	3
(2) 役職人事について	3
(3) 議席について	1 6
(4) 会派控室について	1 8
申し送り事項について	1 8
特別委員会について	2 5
特別区議会議長会の要望事項について	2 9

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年4月17日（木） 午前9時58分～午前11時37分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	奥 山	たえこ
	理 事	安 斉	あきら	理 事	田 中	朝 子
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長 井 口 かづ子					
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉 誠 吾		事 務 局 次 長	村 野 貴 弘	
	庶 務 係 長	田 口 昌 実		議 事 係 長	蓑 輪 悦 男	
	担 当 書 記	橘 川 敦 江				

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、3月24日、3月31日の1回目、3月31日の2回目の3回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《会派の異動に伴う協議事項について》

脇坂理事 次に、会派の異動に伴う協議事項についてです。

(1) 会派の異動について

脇坂理事 まずは、会派の異動について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。会派別議員氏名一覧でございます。4月14日付で会派移動届が提出され、維無に木梨もりよし議員が異動して5人会派となりました。会派の順序は、申合せにより多数会派順とするため、シ杉の次となります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

(2) 役職人事について

脇坂理事 続いて、役職人事について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 初めに、議会運営委員会委員についてでございます。資料2を御覧ください。会派異動後の人数で再計算した議会運営委員会委員の割当てでございます。資料のとおり、シ杉と維無のいずれかが2名、もう一方が1名となりますが、会派間での協議により、シ杉が2名、維無が1名とすることとなったため、委員の変更は行わないこととします。

次に、各種委員会委員等の構成についてでございますが、常任委員会、昨年5月に委員の選任替えを行った4つの特別委員会、広報委員会及びICT活用推進検討委員会委員については、委員の改選まで1か月ほどとなるため見直しをしないこととしてはいか

がでしょうか。

最後に、懲罰特別委員会委員の構成についてでございます。非交渉会派所属であった木梨委員が交渉会派になったことにより、非交渉会派所属委員が委員長1名のみとなりました。本委員会は2定中の採決を目指して議論が進んでいるところですが、3月13日の議運理事会の御協議でまとまったとおり、DX・議会改革に関する特別委員会と同じ委員構成になるよう委員の見直しを行うか否か、御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について何かございますか。

矢口理事 今、事務局次長からも御説明ありましたが、懲罰特別委員会はDX・議会改革特別委員会の人数構成、会派構成に基づいて委員のほうを議長が指名されたかと思いますので、改めて会派の変更があったということであれば、同じようにここでもう1回DX・議会改革特別委員会の会派構成に沿ったものに委員を選出すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

田中（朝）理事 私の会派のことだと思いますのでちょっと意見を申し上げますけれども、先日、シスターフッドさんの会派構成が変わって交渉会派になられたときに、奥山理事が懲罰委員会の構成はこれでいいんでしょうかというようなことを御自分からおっしゃって、そのときたしか、もうそんなに長くやるわけではないのでこのままでいいんじゃないかというようなことを最初に理由としておっしゃられたと思うんです。私どもも、今回交渉会派に入られましたけれども、もう2回、それで明日また懲罰委員会がありますよね。そうすると、もう3回終わるということになるので、今から替えるということがあまり私はよくないのではないかなというふうに思います。

確かにDXに基づいて決められたということは私も聞いていますけれども、会派構成自体が全く変わってしまっていますので、そこのところを少し考慮もすべきではないかと思うのと、あと、木梨委員が一人会派から交渉会派に入られましたけれども、交渉会派に入ったから180度御意見が変わられるということは恐らくないと思いますので、私は今のところこのままで、やっぱり初めてのことで、これまで皆さん非常に勉強してこられていると思いますし、それなりの思いも持って委員会にも入られたと思いますので、私は今のところこれでいって、しっかり委員会運営したほうがいいのではないかなという意見です。

脇坂理事 もう一度整理をさせていただきたいというふうに思います。事務局にお聞きしますけれども、DXの特別委員会の構成に合わせてこの懲罰特別委員会の構成を決めてきたという経緯がある中で、今の会派構成になった、そうしたときに各会派、この12人

の特別委員会の中では何人ずつの割当てというのがそもそもそういう形になるのかというところをお示しください。

事務局次長 会派が変わった関係で、D X・議会改革とどのように懲罰が違っているかをちょっと確認させていただきます。自民が2、共産が1、立憲が1、公明が2、シ杉が2、ここまではD Xと懲罰特別委員会の構成に変わりはありません。維無がD Xでは1ですけれども懲罰は2名、ここが変わってございます。無都が1は懲罰と変わりはありません。あと、非交渉会派がD X・議会改革は2名のところ、懲罰特別委員会が1名ということで、この2会派分のところが現状としてはD X・議会改革と懲罰特別委員会の割当てが変わっているところでございます。

脇坂理事 現状はそういった形でございますけれども、何か関連して意見はございますでしょうか。

山田理事 私たちの会派も、第2回定例会までを一つの区切りとしている懲罰の委員会です。一定期間が限られている中で、それをまた替えるというのはなかなか大変かなというところと、あと、この間数回開催する中で、参考人招致などで参加した委員に関してはいろんな知見が高まってきていると思うんですけれども、そこをまた替えるということになると、また新しい委員については振り出しに戻るといような状況にもなってしまいますので、できれば現状維持という形が望ましいのではないかなというふうに考えているところです。

あと、私は発議者でもありますので、発議者と発議者でない方のバランスというのにも考慮する必要があると思ひまして、それが今の時点では、会派を組んだとしても発議者と発議者でない方のバランスは崩れないので、その点は今替える必要はないのではないかなというふうに考えています。

安斉理事 もともとのこの委員会を決めるときに遡っていったときに、発議者の扱いだったりとか会派の扱いだったりとか、様々議論があったかというふうに思っています。私の会派は御存じのとおり出ていませんけれども、ただ、特別委員会を組む以上はということで、前提条件の中でいろいろ議論に加わらせていただきました。そのときに、私も再三申し上げているんですけれども、訴訟リスクというのがありますよねという話をさしあげました。聞くとところによると、今回も既に当事者のほうから上申書が提出されて、結果によっては東京地裁に提訴するといような正式なお話があったというふうに私は聞いています。そのときに、裁判になったときにしっかりその辺が議会として担保できるのかどうなのか。ちょっと私は法律家ではないので分かりませんが、そういう訴訟リスクというものが今回浮き彫りになってきて、潜在化していたものが顕在化をし

てきたという状況になるわけなので、その辺、法律的な知見を含めて大丈夫なのかどうか、これは一度確認したほうがいいんじゃないかなと思いますよ。ここで何か拙速に、法律のことを分からない人がああでもない、こうでもないと言って決めるよりは、そういったような知見を持っている方にしっかりと確認をして、訴訟になったときに不当な委員会ではなかったというような話まで考えないといけないのかなというふうにお話を聞いてちょっと思いましたね。

だからその辺、多分そういったことも含めて、私も質問を聞いたときには交渉会派以外の少数会派も入れて公平公正にやったほうがいいんだというような、物の本に書かれているような御説明も事務局から受けましたので、その辺のことはクリアにしていだいてお話を進めていただくべきなんじゃないかなというふうに思います。

意見です。

奥山理事 ただいまの維無さん、それから共産党さんの意見に私もおおむね同意します。

というのは、確かに安斉委員のおっしゃったこともなるほどなと思うんですが、ただ、これはあくまでも委員会であって、最終的には本会議で、つまり議員全員で協議をしますので、そこで大きく判断が変わるのかどうか分かりませんが、訴訟リスクということでは考えなくてもいいと思います。いずれにしても、訴訟する人はするのだから、現状のままで進んでいいと思います。

ひわき理事 今議論を聞いていたんですけれども、私も山田委員や奥山委員の意見におおむね賛同するところです。やはり、これまで3回の委員会での、現在の委員での議論の積み重ねというものの中で、委員会運営そのものも決められてきたこともございますし、懲罰に関する知見というのもお互いに深め合ってきた、そういう流れが今あります。この委員会そのものが1年続くとかそういうことではなく、2定のところまでというある程度のめどはつけて結論を出すという委員会の性質上もありますので、現在の委員会構成を維持するということのほうが大事かなというふうに思っていますし、訴訟というところも、もう委員会の構成そのものを変える、変えないという話の前にそうした上申書が出ているということも考えれば、リスクによってこうした重要な話を変えるべきだというようなことはなかなか考えにくいんじゃないかなというふうに私は思っています。

いずれにしても、訴える権利というのは誰にでもあるものでもございますし、それによって私たちの議論の持ち方というのが大きく変わるものではないのかな、そういうふうに思っています。

むしろ、私は発議者でもあります。発議者を委員会の構成の中で半数を超えないようにする、あるいは委員長、副委員長にならないようにする、そういった点のほうが公

平公正といった面では重要なのかなと思っていますし、そこが変わらないようにするというのも一つ重要な点だと思っていますので、現在の委員会構成というのは、その点でもバランスをきちんと取ったものだというふうに皆さん御理解していると思うので、この構成をそのまま維持するということのできるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

矢口理事 今いろいろと意見もありまして、賛同するところもありますし、ひわき理事が今おっしゃったように、発議者と発議者でない方の構成というのも大事だと思います。一方で、安斉理事がおっしゃったように、不当な委員会にならないような議会としての対応というのにも必要だと思います。私は、一番最初から申し上げておおり、今回の懲罰特別委員会というのは普通の委員会とはもう毛色が違う、ある意味、議員が議員を裁くんだというようなちょっと特殊なものなので、まず、普通の委員会はあと1か月なのでこのままの委員構成でそこは問題ないと思うんですけども、そこはもう全然毛色が違うので、そのあたりも含めて、会派の構成も変わっているわけですから、慎重にそのあたりは議論を本当はしていかなければいけないんじゃないのか。もう今進んでいる部分はあるんですけども、改めてそのあたり、ちゃんと法律的な知見のある方のアドバイスも含めて検討すべきではないかというふうに思っております。

以上です。

川原口理事 私はどちらでもいいと思っています。替えてもいいし、替えなくてもいいと思っています。替えてもいいと思う理由は、そのDX・議会改革特別委員会の人数構成というものをあくまでも死守するんだ、維持するんだということも、それはありだというふうに思います。一方で、替えなくてもいいんじゃないかというふうに思うのは、例えば維無さんを1人減らして少数会派の方を1人入れるということになると、その少数会派の中からこの委員会に入ってくれる、委員になってくれる人を探さなくちゃいけないわけですね。今までいろいろ話を聞いていると、もう絶対に委員になりたくないという人もいる、そういうことも聞いていますので。しかも、懲罰特別委員会がもう明日あるんですね。なので、もし替えるとしたら今日中に新しい委員を決めなくてはいけないというのは、ちょっと現実的ではないのかなというふうに思います。

それと、あと、やはり木梨委員が交渉会派に入ったとしても、木梨委員のお考えが変わるわけではないという先ほど他の理事からの御意見がありましたけれども、私も本当にそう思いますので、先ほど言った現実的な、物理的な、時間的なこと等を考えると、替えなくていいのかなというふうに私は思います。

以上です。

脇坂理事 今の川原口理事の指摘の中にもあったんですけども、どうして懲罰特別委員会をDX特別委員会に倣った形でやってきたかという、やはり少数会派の方にもしっかりとメンバーになっていただいた上で、この議論を議会全体のものの中の委員会として進めていくんだということが考え方の前提として理事の皆さんの中にはあったんだろうというふうに考えています。

そうしたときに、今の段階で差し替えは全く必要ないんだということを今この場で決めてしまうということが、これまでのこの理事会の進め方を考えたときに、それこそまた少数会派を軽視したことになっていやしないのかということと言われてしまわないのかなということが、ちょっと正直、私はその部分が心配なところで感じているところなんですけれども。そういったところも含めた上で、今日合意形成に至るのか、また持ち帰るのかということで考えていただきたいと思いますが、重ねて何か御発言ありますでしょうか。

田中（朝）理事 私は、先ほどこのままでいいんじゃないかと申し上げましたし、先ほども申し上げたとおり、木梨さんが入って、会派として我々はこういう意見です、だからあなたもこうしてくださいと言うつもりは全くありませんし、もしかすると2人の委員の意見が最終的に違う意見になるかもしれませんので、それは会派で強制するつもりはないんです。

それともう一つは、先ほど来から発議者と発議者じゃない方のバランスということが出てまいりましたけれども、それは本当に大事だと思います。そうしますと、今、うちの会派で2人いるのは、1人は発議者です。もう1人は発議者ではないんです。そうすると、少なくとも今日は、辞めるとかなるときにどちらが辞めるかということは決められないですね。どっちかがもしも辞めた場合、発議者か発議者でないかということでも違うので、また少数会派の方、残りの方もそれを前提にして選ばなければならないとかそういうことを考えますと、やはりちょっと結構手間じゃないかなというの我也思います。私は何も自分の会派だから大勢入れろとかそういうことを言っているのではなくて、もうここまでやってきたんだから、それぞれ皆さん思いがあって一生懸命やられている、決して気持ちのいい委員会ではないわけですよ、仲間をどうするかということをやっているわけですから。本来はあまりやりたくない委員会であるし、議会としてもあまりいいことではないと思うので、そこを押して皆さんお入りになっているので、そういうことも含めて、もうこのままでしっかり進めたほうがいいんじゃないかなという意見です。

安齊理事 脇坂理事がおっしゃった話がごもっともで、最初の話崩していくというのは

よくない。公平公正にやるということでD Xにしたという経過だというふうに私も今思い出しましたけれども。なり手がいないとか、何かそういう話がありましたけれども、これはあくまでも議長が指名する話ですから、議長が指名していただければそれで済むわけで、うちも議長との事前の打合せで、私が出ようと思いましたがけれども、宇田川さんがいいんじゃないのという話があったので宇田川さんになっていますからね。それは議長が指名する話ですから、嫌だとかそういう話は、私は関係ないと思いますよ。議長がきちんと指名していただければいいので、少数会派を選ぶのであれば議長にその責任というか、しっかりと選んでいただければいいというふうに思います。

以上です。

ひわき理事 先ほど来から公平公正にやるべきだという話もあったと思うんです。訴訟の話も安斉さんは持ち出されていたと思うんですけれども、ちょっと私が今気になっている点というのは、こうした議員の身分に関することを議論し合う場というのは、やはり公平性の担保というのは非常に重要だというふうに思っているんですが、その議論が深まっている、あるいは結論に近づいている段階の中で委員を入れ替えることそのものが、むしろ場合によっては恣意的に委員を入れ替えるような運用というふうに取りられたりもする可能性だってあるわけで、途中で委員を入れ替えることそのもののほうがむしろ公平性ということで疑われかねないかなというふうに、私はそこら辺が今懸念点として課題であるのではないかなというふうにちょっと感じている次第です。

安斉理事 今のお話を聞いていて、ひわきさんの発言は、何かそうすると議長が恣意的にやるというふうに聞こえちゃったんですけれども。これはあくまでも議長が選ぶ話なので、今の話だと議長が恣意的に委員を入れ替えるという話になっちゃうんですけれども、そういうふうに受け止めますけれども、どうですか。

ひわき理事 そういう話をしているのではなくて、我々の議会そのものが委員会を運営している途中で、議論を深めている途中で委員を入れ替えること自体が公平な審議の妨げにもなりかねないなという指摘をしたまででございまして、議長がどうこうという話は、全然今私はしていないので。

安斉理事 いや、だから、最初から脇坂理事が言ったようにD Xを下敷きにしてやっているわけなので、そこが基本であって、その前提が崩れたというふうになれば、やっぱり元のD Xに合わせるようにやらないと、それはおかしい話なんじゃないかなというところだと思いますよ。だから、皆さんは議論が深まったとかそういう話をしているんですけども、そもそも論、どういうメンバーでやるかというのはかなり時間がかかったわけですね、それぞれの会派が持ち帰ってやって。最終的には、ではD Xで行こうと決ま

ったので、その枠組みから外れるということは、やっぱりこの委員会のスタート時の話をほごにする話になってしまうので、それは、ちょっとなし崩しにするというのは私はよくないのかなというふうに思いますよ。

そのときの議論というのは、やっぱり法的な話も踏まえて、ではD Xがいいだろうという話になっていたと思うので、その辺が何か、いや、会派の異動があったからそれはしょうがないんだとか、2定までにやらないといけないんだとか言っていますけれども、私からしたら、人が人を裁く話なので、2定に間に合わなくたって、ちゃんとそれは丁寧にやったほうがいいですよ。だから、何か時間ありき、スケジュールありきでそういうことをやるというのはいかがなものかなと思いますよ。これは前提条件が大きく変わってしまったということなので、その辺のスケジューリングも含めてこれは議論して、丁寧にやるべきだというふうに思いますよ。

脇坂理事 改めて、先ほどの私の発言にもう少し補足をいたしますと、今現在、委員長は堀部議員が務めているような状況でして、少数会派から発言ができる議員が今懲罰特別委員会にはいないというような状況にもなっている中で、少数会派の方が入らないような形の委員会構成になってしまっていると。ここに対して、これまでの理事会の進め方の合意形成とはそごが生じているのではないかなというような不安な部分がありましたので、そこに対して改めて御意見をいただきたいなというふうに思ったところです。そのこと以外にでも、御発言があれば改めてお願いいたします。

山田理事 これっていつ頃までに決めなければいけないことなのか。例えば、理事会で持ち帰りということは可能なのか、そのあたりはどうでしょうか。タイミング的には明日、先ほど川原口理事から話もあったんですけども、明日も委員会が開催されるということで、もうどんどん決まっていく話だと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

事務局次長 当初から明日までに間に合うというのは現実的ではないなというふうに考えておまして、次の理事会が24日にありますので、そこに決めていただくような形を取ればというふうに考えているところでございます。

安斉理事 そうすると、明日の委員会はやらないという話になるんですか。

事務局次長 いや、明日はもう決まっておりますので、明日までに委員会構成を変えというのはなかなか難しいなというふうに考えておまして、その次の懲罰特別委員会までに変更する、しないを決めるためには、次の理事会までに御決定いただければというふうに考えているところです。

安斉理事 そもそもこの話が、決して時間をかけるべきものではなくて、2定までに終

わらせるというような話で進んでいたかと思うんですね。私も1回目はちょっと聞きま
したけれども、委員長からいろんな提案があって、参考人招致があったり、あとは区民
の方を呼んでという話があって、それをやると何回か委員会をやらなければいけない、
それなりに時間がかかると。どうするんだという話になったら、目標は2定までという
お話を聞いているんですけれども。ただ、いろんな状況が変わっている中で、さっきも
私は言いましたけれども、やっぱり丁寧にやるべき話なので、日程ありきでやるという
考え方は、ちょっとこの懲罰特別委員会にはそぐわないと思いますよ。だから、そこを
やっぱり各会派の理事の方も、人が人を裁く話であって、これは簡単な話ではないんで
すよね。多分、杉並区議会始まって以来のことでよくよくの話ですから、これはやっぱ
り時間がかかったって丁寧にやるべきだと思いますよ。だから、明日がどうのこうのと
か言っているけれども、明日は別に流したって構わないじゃないですか、前提条件が変
わったんだから。（奥山理事「明日は流せないんだよ」と呼ぶ）明日は流せないと横で
言っているけれども、だって前提条件が変わっちゃっているんだから。そういうことを
何か日程ありきでやるという姿勢は、私はちょっと賛同できないですよ、この理事会
のメンバーとしては。それは、明日流せないんだという何か合理的な理由でもあるのか
な、ちょっと分からないですよ。だから、そういうことがある意味恣意的なイメージを
持ちますよね。状況が変わっちゃったのだから、立ち止まってきちんと仕切り直しをし
てやらないと、それはおかしい話なのじゃないかなと思いますよ。だから、何か今聞い
ていると日程ありきでやろうとしているから、その辺どうなのかなと、ちょっと私は聞
いていて疑問ですよ、そういうのはあまりよくないと思いますよ。

田中（朝）理事 今、安斉委員が日程のことをおっしゃって、丁寧にやるというのは、私
は本当にそのとおりだと思いますね、拙速に決めればいいということではないと思うん
ですが、日程の話というのは、ちょっと私は本当に分からないのでお聞きしたいんです
が、理事会で決めるんですか。違いますよね。

脇坂理事 違います。

田中（朝）理事 懲罰特別委員会の中で、では次はいつ何をやるかということを皆さんで
決めて。そうすると、ここで日程のことを言ってもしょうがないような気がするんです
けれども。丁寧にやるというのは、多分ほとんどの皆さんが同じ思いでやっていらっし
ゃると思いますし、私もそこは外したら絶対にいけないと思います。やってやる、みた
いな感じでやるのは絶対よくないと思いますので、それは安斉理事と同じ意見ですが、
日程を、例えば明日やめるとかやめないとか、そういうことは懲罰特別委員会で決める
べきことだし、委員長、副委員長がそれを最終的には決められることだと思うので、こ

こで余り日程のことを言っても、ちょっとしょうがないのかなと思いました。

奥山理事 懲罰委員会は懲罰委員会として進んでおります。安斉理事がそういうふうにおっしゃるのであれば、会派の構成を変えることだって検討の余地があります。考えてもいいと思っています。

脇坂理事 奥山理事、申し訳ありません、今の発言の真意が理解できなかったもので、もう一度お願いします。

奥山理事 私たちの会派は、懲罰委員会にはたまたまそね議員、それから私、奥山が入っておりますけれども、その前は少数会派だったので、4人枠の中から入ったわけです。そのことによってこういったことが起きているのであれば、会派の組み方を変えれば人数も動くんじゃないですか。

それからあと重要なことは、先ほど川原口理事も御指摘しましたけれども、一人会派の個名を私は全部知っていますし、その方々がどういう参加意思を持っているかということもよく知っています。このままでは懲罰委員会が組めなくなりますね。安斉理事は、まさかそのことを知っていて今の発言をしているわけではないでしょうね、確認させてください。

安斉理事 全くないですね、そういう話は。奥山理事が何で少数会派の個々の意思を知っているのか、私はそれが逆に疑問ですね。何でそんなのを調べているのか、ちょっとおかしいんじゃないかな。

奥山理事 調べているわけではありません。私も少数会派でしたので、どなたが入るんですかという話をしたときに、あの人は何と言っていますかというようなことは何となくは聞いています。もちろん、私一人が全ての方に当たって、あなたはどうか、どうですかと聞いて回ったというわけではありません。しかし、漏れ聞いている、仄聞しているということでもあります。

つまり、委員会構成を変えたとしたら、一人会派の人に、その中で発議者であるかどうかということのバランスも考えながら委員を替えていくということになると思いますけれども、それが現実的なのかどうかということでもあります。確認しますか、それとも。それで組めなかったらどうするんですかね。やっと組めたんですよ、懲罰委員会の委員は、みんなやりたくないんだから。嫌々なっているんですよ。

安斉理事 これは議長が指名する話なので、やるとかやらないとか、そういう話じゃないんじゃないですか。うちも選ばれていますけれども、出ていませんけれどもね。うちは正当な理由、皆さんの公の場でやっていますから、それ以上でもそれ以下でもないんですけれども、選ばれた人は、一応出るか出ないかは別として、委員になるということ

すよ。それは議長が指名するわけだから、そういう理屈なんじゃないですか、どうですか。

田中（朝）理事 今さっき奥山理事がおっしゃったことは、会派の構成を変えたらどうかということをおっしゃって、ちょっと分かりにくいようでしたけれども、多分D Xに基づいてもともとやられているわけですが、現状、そのD Xのメンバー構成が今の会派構成ともう大幅に変わってしまっている。なので、もしも現状のまま行くのではなくて少数会派を1人入れるというようなことで入れ替えを行うのだったら、私は多分そのことで奥山さんはおっしゃったんだと思うんですが、そもそもの今の会派構成でメンバー構成を考え直したらどうかと思います。大幅には変わらないと思いますが、シスターフッドさんとうちが変わるのじゃないかと思います。その程度と言っただけなんですけれども、要するに、少数会派枠は4だったわけですね。それが今2になっているわけでしょう。だから、もともともう狂っているわけです、1つの会派になられたわけだからね。

だから、それを考えると、もともとあった少数会派を今もう減らしちゃっているわけですから、だったら、もう1つそれとは違う例外に入れ替えるというよりも、今現在の会派構成に合わせたやり方でメンバーをつくり直したらいいと思いますね。

脇坂理事 では、事務局にお聞きしますけれども、現在の会派構成に合わせたときに、改めてどこの会派が何名ずつ、少数会派は何名の枠を持っているということになるのかをお示しいただきたいと思います。当然、発議者か発議者でないかということはありません。それはまた応用問題として、一旦取りあえず人数としてお示しいただきたいと思います。

事務局次長 今のD X・議会改革の割当てで言うと、先ほど言ったとおりの形になるんですけれども、自民が2、共産が1、立憲が1、公明が2、シ杉が2、維無が1、無都が1、非交渉会派が2がD X・議会改革の割当てでございます。

田中（朝）理事 D Xの割合は、シ杉は2じゃないんじゃないですか。もともと少数会派として入っていらっしやったわけだから。

事務局次長 現在はシ杉で2です。

田中（朝）理事 でも、交渉会派になられたでしょう。それはもともとのD Xのことをおっしゃっているんですよね。

事務局次長 現状の割当てを御説明させていただいているところでございます。

脇坂理事 次長、もう一度整理してお話しいただいてもよろしいですか。

事務局次長 今現在のD X・議会改革の割当てを今言っているということでございます。

田中（朝）理事 もちろん、D Xはメンバー構成を変えていないわけですよね。要するに、

人を入れ替えてはいないわけでしょう。もともとは奥山さんとそねさんが別々の会派として入られていたのが一緒になったけれども、人は替えていないということですよね。それはそうかもしれないけれども、会派の人数構成で考えると変わってくると思うんですよ。そもそもDXが変わってくると思うんですよ。

山田理事 私も田中朝子さんと同じような考えで、5人の会派が2つできたという時点で、割合としては多分1.248みたいなのをそれぞれの会派に割り当てられていて、共産と立憲と公明さんは1.5というものがあって、それを3会派で割って、どこが1にしてどこが2にするかというような話合いで少数が2だったみたいな割り振りをしたので、どちらかというDXに当てはめているというよりは、5人の会派が2つできたので、その会派間で調整をするというのが本来のやり方だったのかなというふうには思うんですね。DXに当てはめようとする、もう最初からあるものに5人を当てはめるということになるので、どちらかが損をするという感じになってしまうと思うんですね。

ただ、そこまでやるとなると、全体のバランスも見なきゃいけなくなってくるので、その全取っかえみたいなことを1回考えるかどうかというのは少し検討しないといけないのかなと。一定、もうここまで進んできているというところと言うと、特に参考人招致というのは、意味合いとしてやはり非常に大きいと思うんですね。何のために参考人を呼んだかといいますと、やはり委員会としてのいろんな検討を進める上でどうしても必要だったということで明日も呼ぶということになっているので、それを、特に明日の日程を崩すことはもはやできないと思うんですね、委員会として決めていることですので。その中で、また同じようにひっくり返してやり直すのかというところには、少し慎重であるべきかなというふうに考えています。

脇坂理事 先ほど来私が申し上げているのは、つまるところ、少数会派の方は、自分たちの枠をしっかりと……。

山田理事 必要かもという話ですよ。

脇坂理事 ということの確認もない中で進めてよいのかと。奥山理事は事前にお調べいただいたということではありますけれども、とはいっても安斉理事の発言にもあったとおり、これに関しては最終的にはそれぞれの意見を聞いた上で議長が指名をするものでありますし、これは出たいけれどもこれは出たくないといったものというのは、やはりそれぞれの会派もそれぞれの責任でもって対応しているわけなので、その責任というのは、やっぱり少数会派も同じく共有をすべきものであろうというふうな認識をしている中で、例えばですけれども、1度少数会派の意向を改めて聞いた上で、1人出てもいいよという方がいる、そしてその方が発議者であるか発議者でないかによって、どなたかとチェ

ンジをしていただくということを最終的に決めていくといったところが物の道理として合っているのかなというのが、あまり私が私見を述べる立場ではないんですけれども、考えていたような状況ですけれども。そういったことも含めて、そろそろこの件については話をまとめていきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

川原口理事 今委員長がおっしゃったそういうやり方でいいかなというふうに思います。

山田理事 それは、改めて少数会派の方々の意向を聞いた上で、もう一度この場を持つということですね。それでどうするか、こういう意向があったからという話をするという理解でいいんでしょうか。そうだったとすれば、この時点では全く合意ができないので、そういうふうに次の段階に行くしかないかなというふうに思っています。

田中（朝）理事 もちろん少数会派の御意見を伺ってというのは、私もそれはいいと思います。委員長の御意見とか、そういうのは入れなくていいんですか。

脇坂理事 懲罰委員会の委員長ということでしょうか。

田中（朝）理事 そうです。

脇坂理事 その件についても、委員長として事務局から確認は必要だろうというふうには思っています。ただ、人数の構成、誰がどこに入るということに対して委員長が意見を述べるということはないだろうというふうに考えております。

安斉理事 前例がないことを今やっているわけで、こういう理事会の中でも様々議論が割れて、どれがいいかというのは分からないわけで、私は私の意見を述べましたし、他の理事の方は他の理事の方の意見を述べているわけで、正解はどこにあるかというのは分からないわけなんですけれども。ただ、異例の状況の中で、理事会の中でもいろんな議論があったということは、やっぱり所管する委員長にはこういうような議論もあって、例えばメンバーが入れ替わるということになれば、そういういきさつもやっぱり共有していただいて委員会を進めていただいたほうが私はいいのかなと思いますので、これは事務局のほうにお願いしたいんですが、一連の理事会でのやり取りについては、委員長にも何でそうなったんだという話にならないように、ぜひ共有していただいて、いろんな議論があって、委員を差し替えるのか、差し替えないのかも含めて十分共有していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

井口（か）議長 先ほどからいろいろお話を伺わせていただいてありがとうございます。定数がこういうふうに拮抗しているので、ちょっと私は整理したいので、議長としてお時間いただければと思いますが、いかがでしょうか。

脇坂理事 では、この件につきましては、改めて議長の指示の下、事務局のほうで少数会派の意向を確認していただいた上で、その調整を、恐れ入りますけれども来週の理事会

前までには終わらせていただき、24日の理事会で最終的に新しい委員構成、替わる、替わらないも含めてですけれども決定をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのように進めていきたいと思います。

改めて、議運の委員については先ほど来説明のあったとおりですので、よろしくお願いいたします。

また、常任・特別委員会の構成についてですが、委員改選まで1か月ほどとなることから、委員の見直しは行わないこととしたいと思います。

懲罰特別委員会については、先ほど決定したとおりです。

(3) 議席の一部変更について

脇坂理事 次に、議席の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。議席について、会派の異動に伴い、当該会派からの希望も踏まえ網かけ部分を変更する案でございます。変更案で了承が得られましたら、今後開催する議会運営委員会に諮り、その後の本会議の議題に追加したいと考えています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 議長に質問であります。議席の決定権は議長にございますので。今日、もう既に会派が変わった中でこれを決めるということ、決定するということになる、次の6月議会、5月22日以降もこの席でいくということでしょうか。であるならば、私は変更を申し上げたいことがあります。今この場で言っているのかどうか分かりませんが、意見があります。

端的に申し上げます。田中ゆうたろうさんの議席を、今の場所から大きく変更していただきたいと思います。皆さんお分かりのように、この田中ゆうたろうさんの真ん前が区長の席なんです。それで、奥山はその近くですから、田中ゆうたろうさんの自席での発言もよく聞こえています。それから、区長が田中ゆうたろうさんの発言に対してどのような表情をしているかということもよく見えるんです。

最近、東京新聞にこのことが載りました。長く話すつもりはありませんけれども、3人の女性議員に対して、田中ゆうたろうさんという名前はなかったけれども、男性議員がいろいろなことを言っているというふうな記事があって、その中で、このインタビューされた議員が、いや、独り言を言っているだけですと云っているんですね。独り言

ではありません。なぜならば、田中ゆうたろうさんがもう毎回毎回発言していますが、そのことは、例えば島を2つも隔てた共産党さんのところ、具体的には山田さんなどもいらっしゃるこの島になりますけれども、そこまで聞こえるような声だってありました。そのことに対して共産党さんの議席から、何だその発言はというような、クレームと思えるような発言もありました。つまり、独り言ではないんです。それだけ聞こえるんです。こういうことを田中ゆうたろう議員は何回もやっているんです。私は一番よく聞こえています。

その意味でも、田中ゆうたろう議員をここの議席に置くことは絶対やめなければいけない、変更すべきであると私は強く主張します。

以上です。

井口（か）議長 田中議員はもともと声が通って大きいので、どこに行っても聞こえるんじゃないでしょうか。

奥山理事 いやいや、それでも、真ん中でまさに独り言のように何度も言っているんですよ。私も一々メモしていませんし、それからスマホを持っていないので、まして議場ですから録音などはしておりませんけれども、聞くに耐えない。そのことを、こういう発言をしていましたと繰り返すことも耐えられないような発言があります。少なくとも、真ん前でなくて、一番後ろでもいいですよ、できれば。一番後ろの、それこそ今山田議員がいらっしゃるところが一番遠いけれども、ここにでも移動させてほしいぐらいです、私は。

脇坂理事 改めて申し上げますけれども、議席の決定の仕方にも申し合わせというものがございます。交渉会派ごとにまずはまとまった上でというような形を取っていますので、改めて、では事務局のほうから議席の決定の仕方等について、今までの流れといったものを御説明いただいた上で、そういった対応が可能なのかどうなのか、議長としてどういう判断をしていくべきなのかということを御説明いただけますか。

事務局次長 申し合わせでは、会派ごとの枠組み方法とし本会議で決定する。会議規則に定められる代表者会議において会派ごとの枠組みを協議する。非交渉会派については残席について協議する。会派の異動があった場合はその都度理事会で協議するというふうに決まっております。

脇坂理事 ということでございますので、そういったことを踏まえた上で、改めて議長にも考えていただきたいと思います。今日はそもそも議題ではなかったもので、このあたりでよろしいでしょうか。

奥山理事 はい、よろしくお願いします。

脇坂理事 それでは、この議席の件については、今後開催する議会運営委員会において諮ることといたします。

(4) 会派控室について

脇坂理事 続いて、会派控室について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 会派の異動に伴い控室を変更する必要がある、事務局から関係会派と調整しながら進める予定でございます。今現在、4月29日に工事を行う予定としております。説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、説明のとおり進めていただくよう、よろしくお願いします。

《申し送り事項について》

脇坂理事 次に、申し送り事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。前回の理事会で伺った検討の場に関する御意見についてまとめたものですので、御確認ください。

1点目、議員定数の見直しのA案には、議員の地位に関わる重要な論点なので、非交渉会派も含めて協議をしていくべきではないかという意見。B案には、議会全体に関わる話なので、付託された委員会だけで決めていくのではなく、議会全体の協議調整の場を検討すべきではないかという意見や、交渉会派で合意形成を図るよう努力すべきであり、議運理事会で慎重な対応を行う必要があるのではないかという意見、公開の場で協議する必要があるのでは議運がよいのではないかという意見等がありました。また、公聴会を開き区民の意見も聴くなど、議会だけで決めるべきではないという意見がありました。

2点目、願意が満たされた請願・陳情の扱いのA案には、交渉会派で合意形成を図るよう努力すべきであり、議運理事会で慎重な対応を行う必要があるのではないかという意見。B案には、調査をしっかりと行った上で協議する必要があるのではないか、非交渉会派も含めて協議をしていくべきではないかという意見がございました。

3点目、本会議場での質疑時間や年間持ち時間制限の導入のA案には、会派の代表者が出ている議運理事会で協議すべきではないか、交渉会派で合意形成を図るよう努力すべきであり、議運理事会で慎重な対応を行う必要があるのではないかという意見。B案には、調査をしっかりと行った上で協議する必要があるのではないか、議員の地位に関わる重要な論点なので、非交渉会派も含めて協議していくべきではないかという意見がご

ざいました。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明については、前回の理事会における理事の皆さんの御発言を事務局にまとめてもらったというものでございます。改めて各会派に持ち帰っていただいたかと思えますけれども、御意見等ございましたらそれぞれお願いしたいと思えます。

矢口理事 1点目の議員定数の見直しは、以前も申し上げたとおり、議員の数に関わるこれも大きな話になってきますので、1つの委員会ではなく、我々はB案のほうですけれども、公の場で様々な議員を含めた形で議論をすべきというふうに思っています。なかなか1つの委員会でやるのは重過ぎる案件ではないかなというふうに思います。

それ以外も、2点目、願意が満たされた請願・陳情の取扱いについては議会改革特別委員会、3点目の質疑時間、持ち時間制に関しては、まずはこの交渉会派が出ている理事会の場が適当というふうに思っております。なかなかちょっとこれは、前回の理事会の中でも安斉理事のほうからスケジュール感を持ってやっていくべきだということもありますので、いつまでそれを、けつを切るのかということのも難しい話ではありますが、引き続きの協議をしていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

山田理事 私たちの会派としても、3つとも特に前回の意見と変わらない部分がありまして。慎重に審議を尽くすというところもあるんですけども、やはり申し送り事項というのは、この間も長年申し送りになっていて、今回の井口議長だから申し送られたというよりは、歴代の議長がずっと申し送りになっていた複雑な課題だと思うんです、この点については。だから、その点についてを考えた上で、やはり理事会などで合意形成をしっかりと図れるのかどうかというところから入るほうがいいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

ひわき理事 議員定数の見直しや持ち時間の制限に関して、私たちの会派は、どれも慎重な議論が必要だという前提に立ったときに、非交渉会派の方々の意見が入らない場で決めていいのかなというところに対して非常に懸念が強かったということなので、そうした意見を主張したんですが、そこら辺の意見というのは、やはり現在も別に変わっているところではない状況です。

各会派の皆さんの考え方というのが今結構ばらばらに、話合いの場自体がなかなか一致できていない、非常に難題だなというふうに受け止めておりますし、恐らくその歴代の議長の下でも、こうした会議の持ち方も含めて、いろいろまとまらないでここまで来

たんだなというふうに、そういう点については率直に実感をしているところでして、慎重にどういう場で話し合うべきかというの、皆さんと引き続き議論を重ねていきたいなというふうに思っております。

川原口理事 私どもは、議員定数の見直しについてはB案で、議運でやるべきだという意見ですけれども、それは今も変わりません。この議員定数の見直しについては、本当に議員定数を見直すことを求めている議員がどれだけいるのかということも分からない、そういう中なので、あえてDX・議会改革特別委員会ではなく、まずは議運でということと考えております。

それから、願意が満たされた請願・陳情の取扱いについてはB案でございますが、これも前回言ったとおり、少数会派も含めた中での議論が必要だと。これは本会議での質疑時間、年間持ち時間制限の導入についても同様でございます。

以上です。

奥山理事 前回申し上げたことと同じです。この3つについてですけれども、原則としては非交渉会派も含めた形で公開の場で行う。そして、非交渉会派の方の意見も取り入れていくということです。

それから、あと1つ疑問に思っているのは、合意形成というのは全会一致を示すのかということです。数の力でぶっちぎれというふうに言いたいのではなくて、このままですとずっと決まらないと思います。やはりスケジュール感というのは、ほかの委員もおっしゃっていたけれども、それは本当に必要だと思います。いつまでも決まらないのも困ったものだと思います。

以上です。

安斉理事 うちの会派は、議員定数はB案の議運です。次がDXで、最後の3番目がA案ということなんですけれども、この間、各会派の方の御意見をちょっとお聞きして思いましたけれども、例えば基本的に議員定数のところについては、公開の場でやるのが私は妥当なのかなというふうに思っています。前回、奥山理事のほうから公聴会を開いてやったほうがいい、これは一つの手段だと思うんですけれども、お手盛りにならないよという御指摘があったというふうに受け止めています。我々議員は議員の立場があって、この48人で話し合いをするんですが、最終的には、株主は区民なんですよね。だから、区民の理解を得られないような体制というのは、私はやっぱり好ましくないのかなと思いますので。ある程度方向がまとまるのか、どういうところで議論するかは、私は公開の場と言ったんですけれども、その前にやっぱり区民のアンケートとか何か意向を聞いて、それをたたきにして議論を進めるような話があったほうがいいのかなと思います。

す。公聴会が全てじゃないと思いますけれども、それであれば、奥山理事が言ったようなお手盛りになるようなことがない。大体何人ぐらいがいいとか、もっと増やせとか、もっと減らせとかいろんな意見があって、そういうような無作為抽出というんですか、公平公正なデータを基に、議会としてやっぱりどういうふうなことがあるんだろうという話を進めていったほうがいいと思いますので、公開の場プラスアルファそういったような調査をしていただいて、この議員定数はやったほうがいいのかなというふうに思っています。

あと、持ち時間のところなんですけれども、これもほかの行政がどうなっているのか、必ず区長部局も23区の中では何番だとか、23区はこういうやり方をしているという話があるので、杉並区議会が、ほかがこうだからこうだよという話でもないんですけれども、一般的な、我々も多分知っている人もいれば知らない人もいますので、そういったようなほかの議会のやり方、特に23区ですよ。こんなようなやり方でやっていますよと、持ち時間はこうですよというの、参考にするようなことをやっていかないと前に進まないのかなと。

先ほど山田理事が言っていましたけれども、いままで連綿と続いて申送りが来ているわけなんですけれども、結論が出なくても、今期はあと2年あるわけですから少し前進をして、もし駄目だったら来期にも渡していくような、一步でも半歩でもいいんですけれども、やる姿勢というのが必要だと思いますので、そういうような感じで、今後もこの3つの課題についてお話し合いが皆さんとできればなというふうに私ども会派は思っています。

田中（朝）理事 私どもの会派も、意見としては前回言ったとおりなんですけれども、この申し送り事項がずっと続いているということを先ほどお聞きしましたが、この議員定数にしても請願・陳情にしても持ち時間にしても、やらなくてもそのまま続けられるということなんだけれども、でもやったほうがいいよねということで俎上に上がっているんだと思うんですけれども。ほかの理事もおっしゃっているように、もちろんやらなくても今までそのまま続いてきているわけですよ。だけれども、どう考えても必要でしょうと。特に下の2つですね、必要か必要じゃないかというのは。

議員定数の見直しについては、今安斉理事がおっしゃったように、私も区民の意向というのは聞いてもいいんじゃないかなというふうに思います。というのは、どちらかというと議員は定数を減らしたくないという方のほうが多分多いと思うんですよ、だってそれだけ危なくなるわけですからね。でも、恐らく区民は違う人が多いと思いますね。こんなにたくさん議員は要らないんじゃないかと思っている区民もいっぱいいるし。ま

た、逆に多様な意見を入れるために多くしていったほうがいいという意見も昔からありますから、そういう区民の意向がどういう意向か区議会が大きくずれないように聞くとするのは、私もいいのではないかなと思います。

いずれにしても、もうそろそろ始めたほうがいいと本当に思いますね。必要があるから俎上に上っているわけですから、申し送りになってきて決めづらかったのはそうだろうなとは思いますが、ここで、どこかで始めるということをまず決めたほうがいいんじゃないかなというのは思います。

脇坂理事 いろいろな理事からも御意見が出ていましたけれども、今の状況ですと話が進まなそうだなと。奥山理事と田中理事が理事会に参加されたということで、この間の経緯というのは御存じだと思いますけれども、改めて今この理事会で決めたいのは、検討する場をどこにするかと。正直、理事会で全てを抱え込んでしまうには、私たちの業務量も含めて追いついていかないだろうということがある中で、具体的な検討をどこの場に委ねていくのかということを決めたいと、そのスタートラインに立つ前の議論だというような状況ですので、できることなら早いうちにここについては決定をした上で、可能であれば、次の5月の臨時会以降の体制で具体的に議論を進めてもらえたらなと考えているのは前回も申し上げたとおりです。

改めて、各理事の皆さんに確認をいたしますけれども、こういった形で、打開する策をお持ちであればぜひお示しいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

安斉理事 これはまとまらないと思うんですけれども、例えばちょっと今思ったのは、分析だけでもやってもらって、それを結論ありきではなくて全議員が共有する。ただ、48人でやると大変なので、部会なのか、私どもは、例えば定数の話は公の場と言っていますけれども、基本は全部公の場でやれば一番いいんですよ。だから、その公の場はどこだという話なんですけれども。あとは、今までない組織を立ち上げて、公の場で選抜方式で、会派も今7つプラスアルファ少数会派の人も入れて、そういう共通認識を持つような場をちょっと設けて、それで調査研究というんですか、そういうような形で少し走り始めてみるというのもありなのかなと思うんです。既存の枠組みの中で何かやろうとすると多分難しさがあるので、議長がつくった新たな作業部会というのかな、私なんか思うのは、公でやってみんなが共通認識を持って、その課題にどう立ち向かっていくか、どう克服というか解決していくかというのをやるような、何か新たな機関をつくってやってもいいのかなと。結論ありきじゃなくて、共通認識を持つようなイメージでやるとか何か、そういうような走り出しをして、次のステージに来たらギアチェンジしてどうしますかという、また理事会をかませるとか、そういう感じでもいいのかなと思

います。多分、今は何も分からないので、いろんなデータとかもないので、そういう感じで少しやられてみる手もあるのかなと。何もやらないよりは動いてやったほうが、実になるかどうか分からないですけども、いいんじゃないかなと何となくちょっと思いました。これは私の意見です。

脇坂理事 議員定数の見直しのB案のところに協議調整の場とありますけれども、恐らくそれに近い考えをおっしゃっているのかなというふうに思いますし、確かに打開する一つの手だてだというふうには感じますけれども。

何か関連して御意見等ございましたらお願いします。

田中（朝）理事 私も今の安斉理事の意見はいいと思います。別建てで何かをつくるというのが一番。この御意見の中を見ていくと、大体共通しているのが、まず非交渉会派を入れるべきだということと、それから、公開の場でやったほうがいい。要するに、密室でやれ、一人会派を入れるな、そういう人は多分いないわけですよ。

そうすると、それを前提にして何か新しい、今安斉理事は作業部会みたいなおっしゃいましたけれども、そういうのを立ち上げて、少し人数枠を多めにしてやるというやり方もいいんじゃないかなというのは私も思います。

脇坂理事 事務局に確認ですけども、その作業部会であつたり議長の諮問機関という形になった際は、しっかりと公開の対象になっていくのかといったところも含めて、ちょっと見解をお聞かせください。

議事係長 今御議論の中で、例えば公開の場というお話が出てきているかと思うんですが、例えば、この理事会について、一般区民には非公開ですけども議員は傍聴できるという形態の会議なんですけれども、例えば、この会議は公開ではないという扱いなのか、公開の場なのか。記録は作ってホームページでは出していますけれども、それによって、基本区民に対してオープンにする会議は本会議、あとはいわゆる委員会に定められています。あとは協議調整の場がございますが、そちらの運営の方法は、それぞれ設置するときに決めるという形で、理事会はこういう方法を取っていますけれども、あと全員協議会も同じ種類ですが、それは公開すると。ですので、それぞれどういう形にするのかというのは御議論の中で決めていくという形になるかと思えます。

安斉理事 非公開と公開というのはどういう使い分けをしているのか、私ははっきり言って明確に分からないんですけども。端的に言ってしまうと、公開しないというのは、自分に都合の悪いことはあまり公開してほしくないという話があつて公開していないのかなというふうに私自身は思っています。ただ、我々は議員なので、個人の議員としての発言というのはやっぱり責任を負わなきゃいけないので、自分の都合が悪かろうが何

だろうが、それは仕方ないですよ、プロだから。ある意味、報酬をいただいて区民の代表として仕事をしていますから。48人いますから48通りの主張があると。あいつはけしからんという区民もいれば、あいつはちゃんとやっているという区民の方もいて、それぞれ選挙で選ばれて、いろんなものをしょって皆さん議会に48人が集っているわけなので、基本的にその議論というのは、私はちゃんと公開にすべきだと思いますよ。だから、非公開にするというのはあまり今の世の中、よくないのかなというふうに思います。

そういう意味では、全てを公開にすればいいわけで、何で秘密でやるのかなというのは、私はちょっと分からないですよ。だから、今後やるいろんな会議というのは全部公開にしてやるべきだと思いますし、公開にしない理由があるのであれば区民に説明をつけられる合理的理由がないといけないと思いますので、この3つのものに限らないですけれども、公開でやるべきだなというふうに思います。

それともう一つ、作業部会とかいう話を私はしましたが、結論をその委員会とかその部会に持たせちゃうと多分選任された人がプレッシャーを感じるので、あくまでも最後までやるというのはなかなか難しさがあるので、取りあえずいろいろ動かしてみ、最後のところの決定の話というのは一工夫あったほうがいいのかと思いますよ。うちも3人新人議員がいるので、私以外の新人議員は荷が重いという方もいるかと思いますよ。今期は特に新人議員の方も多から、ベテラン議員の方を擁している会派は別なんでしょうけれども、そうじゃないと今までの経緯も分からないし、会派の中でも荷が重いとかいう話をされかねないので、何か部会とか諮問機関をつくっても決定ありきでないような調査部会とか、そんなような形で少し走らせてみて、動向を見た段階で、推移を見て、次の対応とか決定はどうしていくんだとかやられるほうがいいのかと思いますよ。だって、今まで解決しなかったことをやろうとしているわけだから、そこはやっぱりいろんなことが想定されるので、それは私の私見ですけども、ちょっとそういうふうに思いました。

以上です。

脇坂理事 理事会に出る側もプレッシャーを感じております。

どうでしょうか。一旦、今日のところはここでまとめたいというふうに思いますけれども、もう一度、来週の24日に理事会もありますので、再度話題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのようにしたいと思います。

《特別委員会について》

脇坂理事 では、次に特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。先日の議運理事会において各理事からいただいた意見をまとめた資料でございます。

1には、現行の特別委員会について改めて記載してございます。

2に記載した会派の意見でございますが、委員会数について、4つの枠組みを維持してよいのではないかという意見がありました。災対は報告事項が毎回同じなので、別の委員会を新設するのであれば災対を廃止してもよいのではという意見もございました。道交及び文スポは、意見はございませんでした。DXは、政治倫理に関する調査を入れてもよいのではないかという意見が複数会派からございました。また、名称に議会改革が入っているのに議会改革に関する議論がないのは本来の趣旨とは違うのではないかと意見がありました。

新設に関する意見としては、環境・エネルギー・グリーンインフラに関して調査をする委員会が挙げられました。

以上の意見も踏まえ、DXの付議事件として政治倫理に関する調査を入れるか否か、災対を廃止し、環境・エネルギー・グリーンインフラに関する委員会を新設するか否か御協議いただければと思います。また、新設するとしましたら、委員会名、付議事件についても御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 協議に入る前に、ただいまの事務局の説明や資料について何かございますか。

よろしいですか。——それでは協議を開始したいと思いますけれども、一つずつ議論を進めたいと思います。

まず初めに、DX・議会改革に関する特別委員会に、政治倫理に関する調査という付議事件を入れるかどうかということについて協議をしたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

矢口理事 こちらのDXに政治倫理を入れるべきというところは、以前私のほうでも発言をさせていただいたので、ここは入れていただきたいなというふうに思っております。そもそもハラスメント講習というところからも出てきた話ですし、そもそも議員の品位だったり議場での振る舞い、そういったものを改めて皆さんで協議しながら学びつつ、しっかりと杉並区議会の中に入れ込んでいくという意味では大変重要なテーマになってくるかなと思いますので、ぜひ入れていただきというふうに思っております。

以上です。

山田理事 私たちの会派も、同じく政治倫理に関する調査をD X・議会改革に関する特別委員会に含めるということについてはいいと思っています。

以上です。

ひわき理事 当会派も同じ意見です。

川原口理事 同じです。

奥山理事 同じです、賛成です。

安斉理事 同じです。

田中（朝）理事 同じです。

脇坂理事 では、こちらのD X・議会改革に関する特別委員会については、政治倫理に関する調査という文言を足すという形で設置をするということで話を進めることにしたいと思います。

では次に、もう一つの、奥山理事から御提案のあった環境・エネルギー・グリーンインフラに関する特別委員会、正式名称はまた別だと思えますけれども、こちらを設置するか否かについても協議をしたいと思えます。これにつきましては災害対策特別委員会を廃止するという御提案でもございましたので、併せて御意見を、また矢口理事からいただいていきたいと思えます。

矢口理事 こちらは前回奥山理事からも提案いただきましたけれども、新たにつくる必要はないのではないかなというふうな考えです。環境問題とかの話もあったかと思えますが、そのあたりは災対のほうでも組み込めますし、エネルギー、グリーンインフラ等は都市環境常任委員会がありますから、その中で協議をしていくべきではないかなというふうに思っています。

以上です。

山田理事 私たちの会派は、災害対策・防犯等特別委員会は維持するべきというところと、あと、環境・エネルギー・グリーンインフラについて、確かに重要なテーマだとは思いますが、都市環境常任委員会との兼ね合いが複雑だなというところと、あとは、例えばほかの文スポみたいなのところについて切り替えるというのだったら考えられるのではないかと。とにかく、今の段階では災対・防犯等特別委員会は維持をするべきという意見でした。

以上です。

ひわき理事 私たちの会派も、まず、特別委員会枠としては現行の4つを維持するという前提で話をしているわけなんですけれども、災害対策に関しては、やはり災害時の対応

など非常に重要な存在であるという、重要な委員会であるという認識があるので、これを廃止するというわけにはいかないだろうと思っております。御提案のあった環境やエネルギーやグリーンインフラは非常に重要なテーマだなというふうな認識もございます。例えば、グリーンインフラなんかは災害対策という面もございますので、そういった中で扱うことができるんじゃないかなというふうな観点があります。それから、先ほど山田理事からもありましたけれども、文スポだったら、例えば区民生活のほうで報告をするなり、それぞれの所管のほうで報告することができるかなというふうに思うので、もしスイッチするのであれば文スポという可能性はなきにしもあらず、そういうふうに考えております。

以上です。

川原口理事 私どもも、この4つの枠組みは維持していくという前提で考えております。

災害対策・防犯等特別委員会については、今後に残していくべきだというのが我々の意見です。環境・エネルギー・グリーンインフラについては、大事なテーマであるということとは理解しているんですけども、都市環境委員会の中でこれまでどおり議論していくということではないかというのが意見です。

奥山理事 意見は前回申し上げたとおりなんですけど、今、皆さんのお話、御意見を聞いて、例えば、災害対策の中に水害、まさに善福寺の流域治水のことなどもテーマとして挙がっておりますので、そういったことを加えていくということはあるかなと思いました。

以上です。

安斉理事 私どもの会派は、既存のこの4つの特別委員会の枠組みでよろしいんじゃないかなというふうに思っています。

環境・エネルギー・グリーンインフラについてということですけども、私は今年度都市環境委員会の委員長をやっていますけれども、十分常任委員会でできていると思いますし、どちらかというと都市環境委員会が8時、9時までなって、時間が足りなくて質疑ができなかったというのはちょっと記憶がないので、十分そこで担保できているだろうなと思います。

もうちょっと私見を言うと、環境分野の報告というのが少ないんですよね。多分、これを切り分けちゃうと都市環境委員会じゃなくて都市委員会になっちゃって、環境は特別委員会にまるっと行くようなおそれがあるので。だから、その辺の常任委員会との兼ね合いというのは非常に何か悩ましい話になってくるので、ここは常任委員会のままでもいいのかな。問題があれば、やはり他の会派から御提案があった内容に切り替えてい

くことも考えていかなければいけないですけれども、今のところは大丈夫なのかなというふうに思っております。

以上です。

田中（朝）理事 私のところも大体皆さんと同じ意見で、まず、4つの枠組みは維持していいのではないかな。それから、災害対策・防犯の特別委員会は、やはり災害は起こらないと何もなければいいけれども、いつ起こるか分からない。あと、防犯に関しては、今大変なことになっていますので、これはやはり残したほうがいいかと思います。

環境・エネルギー・グリーンインフラですが、確かに今、区としても推進しているものも多いし大事なことでと思いますけれども、私も常任委員会のほうで、そっちのほうが、ちょっと言い方が悪いかもしれないけれども格が上というか、常任委員会ですからね。なので、そっちできちんと扱ったほうがいいんじゃないかと。今、安斉理事のほうから報告が少ないようなことをおっしゃいましたので、そこで増やしていくというほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

脇坂理事 皆さん御意見ありがとうございます。改めて合意できそうな部分をまず申し上げますと、特別委員会の枠組みは4つを維持するということ、そして災害対策・防犯等特別委員会につきましても維持という多くの意見がございましたけれども、まず、ここまでは固めてしまってよろしいでしょうか。奥山理事もよろしいでしょうか。

奥山理事 はい。

脇坂理事 では、それを踏まえた上で、環境・エネルギー・グリーンインフラに関する特別委員会をどういう形で、付議事件をどのように扱っていくかということで、改めてそれぞれ御意見いただきましたけれども、御質問等も含めてあればお願いいたします。

奥山理事 私がかつて都市環境委員会に入ったことがありますけれども、議案が少なく、議論することが少なくてつまらなかったんです。だから今は入らないようにしているんですけれども、そういった意味で、先ほどまさに委員長の安斉さんが話してくださったように、環境部門を常任委員会のほうで膨らませていただければよろしいかなと思います。ありがとうございます。

安斉理事 今思い出しましたけれども、都市環境委員会は、この間定例会ごとに陳情審査も全て行っておりまして、時間もそんなに長くかかったということがありませんので、次の委員長を誰がやるか分かりませんが、しっかりと環境も膨らませていただければ、今奥山理事が言った話も担保できるのかな。田中理事もその前に言いましたけれども、できると思いますので、実態がそういう話なので、そういうことで進めていったほうがよろしいんじゃないかなというふうにまた付け加えて、意見でございます。

脇坂理事 では、今奥山理事、安斉理事から御発言がありましたとおり、新年度に関しましてはこの体制を維持しつつ、DX・議会改革に関する特別委員会について、政治倫理に関する調査を足すという形で最終的に合意形成を図りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのような形で、特別委員会の構成は以上の見直しを行うこととし、この件については後日開催の議会運営委員会に諮ることとします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

脇坂理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。先日の議運理事会で会派持ち帰りとなっていた4件の要望事項でございます。

改めての確認になりますが、要望事項については、理事の全会一致の要望事項のみ提出してございます。会派として反対の意見が出ていない要望事項資料を基に、まずは提出する要望事項を決めていただき、複数ある場合は、それぞれ順位をつけていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 各会派で出されている要望や事務局の説明について、改めて質問等はございますか。——なければ協議を進めたいと思います。

まずは提出する要望を決めたいと思いますので、各会派の意見をお聞きしていきたいと思います。

矢口理事 1発目で恐縮ではあるんですけども、我々の会派のほうでは協議をしまして、公明党さんの災害発生時における行政施設や避難所等での通信体制の強化を求める要望が今必要なものではないかなというふうに結論が出ました。いつ災害が起きるか分からないような状況の中で、通信インフラというのは本当に大切な状況ですので、私たちの会派としてはこちらの公明さんの要望を推したいと思っております。

山田理事 私たちの会派としてはどれもいいかなというふうには思ったんですけども、全会一致が原則ということなので、公明さんの災害発生時の通信体制の強化についても丸というところです。

以上です。

ひわき理事 うちの会派で2個出しておりますが、それも含めて4つともよいのじゃないかというのがうちの会派の意見なんですけど、今、災害時の通信体制の話が1個、ここま

では合意が取れているということだったので、これに関して、もしちょっと可能であれば、うちの会派から出た意見をひとつ参考にさせていただければありがたいんですけども、4段目に民間事業者の名前が入っていたりするので、そこら辺は少し工夫ができればいいんじゃないかなというような意見がございましたが、中身としては非常に賛同できる内容だと思っております。

以上です。

川原口理事 ありがとうございます。これまでの皆さんの御意見のとおりで、私としては結構でございます。

奥山理事 私たちの会派は、この要望の提出期限が終わった後に加わりましたので特に意見は出しておりませんが、提出された4つの御要望はどれも大変必要だと思っています。どれか1つを選べと言われれば、喫緊の課題としては児童相談所なのかなとは思っています。ほかの区が遅延するとか、なかなか計画どおりにいかないという状況がある中で、この前の予算特別委員会の中で、杉並区はどうかと聞かれたときに、きちんとスケジュールどおりに進めていきますというふうな御答弁があったと思います。そういった意味で、お金が必要なことだと思います。ほかについては必要だと思いますので、皆さんの御意見に沿いたいと思います。

安斉理事 多分、消去法でいって1個しか残っていないという話なので、それについてはうちも賛同いたします。

以上です。

田中（朝）理事 私も公明党さんの方がいいと思うんですが、いずれも必要だなというのは本当に思いました。

以上です。

脇坂理事 では、改めて確認をいたしますけれども、特別区議会議長会への要望事項といたしましては、公明党さんから出された、件名については、災害発生時における行政施設や避難所等での通信体制の強化を求める要望、こちらを提出したいと思いますけれども、先ほどひわき理事から指摘のありました会社の名前が記載されている、この点についてはどういった形で対応するか、川原口理事、よろしいでしょうか。

川原口理事 一応確認ですけれども、「米国のスペースX社」という、ここですね。ここはやはり何らかの形でちょっとぼかしたいとは思っています。

脇坂理事 皆さんに確認しますけれども、その修正については事務局と正副委員長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そういった形で進めていきたいと思いますので、事務局のほうで最終的に提出をお願いいたします。

それでは、本日の日程は以上になりますけれども、ほかに何かございますか。

奥山理事 先ほど来話が出ておりました懲罰特別委員会ですが、このときにぜひ録画配信をしていただきたいと思います。というのは、もう明日の委員会は間に合わないんですけれども、その後予定としては2回ありまして、そこがまさに懲罰を科すかどうか、そして科すとしてはどのような内容にするかという、言ってみれば一番注目の集まりやすいところなんです。そここのところは、もちろん公開はされているんですよ。だけれども、ここに来ないと聞けないわけです。それから、傍聴者が録画配信してくれていますけれども、それは誰がやっているかというのは分からないし、区議会としてやっているわけではないんです。

参考のために申し上げますと、私もびっくりしたんですけれども、例えば世田谷区なんかはもう全ての委員会、特別委員会も含めてインターネット配信をしています。むしろ珍しいのは、あえて名前は言いませんけれども、23区の真ん中にあるとても財政力が豊かな区なのにかかわらず、本会議しか配信していないところがあったり、ちょっとそれはびっくりなんですけど、少なくとも区長のほうが情報公開と言っているときに、杉並区議会が非常にネット配信が少ないというのはちょっと困ったなと私は思っております。

先ほど来言っておりますように、公正公平にやるということを広く知らせるためにもネット配信が必要だと思いますので、実は、このことはこの前懲罰特別委員会で私が提案申し上げたところ、委員長が、それを決定するのは懲罰委員会ではなくて議会運営委員会なのだろうということでしたので、たまたま私たちがその後会派を組みましたので、今日ここでこうやって理事会で提案をしたいと思います。やるとしたら、次はもう5月になりますので、それまでに何とか決定をお願いしたいと思います。

その際には、先ほどちょっと委員の構成が変わるかという話もありましたので、そのことも含めてお伝えいただければと思います。

以上です。

脇坂理事 懲罰特別委員会でそういった発言があったことは、私も聞いております。

そういった中で、では事務局に確認をいたしますけれども、録画配信であったり、そういった動画に関する区議会としての公開の仕方について、分かっている範囲で情報をお知らせいただきたいと思います。

事務局次長 インターネット中継につきましては議運の申し合わせ事項で定めてございま

して、本会議及び予算特別委員会は録画中継を配信する、本会議についてはライブ中継を配信する、常任委員会については録画中継を行っていくことは議会内で合意されているということで、特別委員会についてはそこでは決まっておきませんので、こちらの申し合わせで決まったことも踏まえまして予算要求をしておりますし、現在そのような形で委託業者と契約しているような形になってございます。

脇坂理事 では、今の御説明について何か御質問があればお願いします。

安斉理事 これは仮に、私はさっき全部公開しろという話をしたので、そういう視点に立ってお話しさしあげるんですけれども、仮に全部の区議会の会議を公開にすると、どのくらいお金がかさむのか。今すぐ数字を持っているか分からないですけれども、ざっくりとしたそういうお金の試算というのは持っているんですか。持っていないのであれば、逆に次回以降、そういう数字がないと議論ができないですよ。多額のお金がかかるのであれば、それは公開しろといってもやっぱり本当に必要性があるのかとか、そういういろんな議論が出てくると思うので、ちょっとそのお金の話というものは今もう分かっているのか、教えてもらえますか。

事務局次長 公開というか、インターネット中継の話でよろしいでしょうか。現在、おおよそ1,700万円ぐらいかけています。1つの委員会を1日やるだけで大体16万、17万円ぐらいかかっているような計算でございます。

安斉理事 それはどの委員会でも1つと考えると、16万か17万ぐらいかかるというわけですよね。そうすると、委員会数掛ける開催回数でやっていくとお金が出てくるということですよね。今ざっと計算して幾らか分からないんですけども。あとは、多分サーバーの容量とかがあって、それも多分量が増えれば契約料金が、私のあまり知識のない中で言っても、多分サーバーのお金がこれ以上使うと次のプランに行くのでお金がかかりますよとかとなるかと思うので、そうすると結構な金額になるという話なんですかね。

事務局次長 そうですね、設定費も別にかかりますし、その辺はもうちょっと試算しなければなりませんけれども、今の話はざっぱに言うと、今年間で1,700万円ぐらいで、1委員会を1日で見ると17万ぐらいかかっているというふうな計算でございます。それを参考にいただければと思います。

安斉理事 そうすると、今、奥山理事のほうから御提案があったんですけれども、これはいずれにしてもお金がかかる話だから、契約ももしやるとなれば更新、結び直さなきゃいけない話です。そうすると、今の区議会の事務局の予算組みでは、現状では不可能だという理解になるのか、何かやれば可能なのか、どちらなんですか。

事務局次長 まず、申し合わせが決まっていますから、そこをどうにかしていただくとい

うのを前提としまして、もしやるとすると、もちろん予算がないですから予算の計上と、あと契約変更が必要になってくるというふうな形でございます。

奥山理事 私が先ほどお願いしたのは、懲罰特別委員会の残り2回の分の録画配信です。方式が違うと思いますのは、執行部、つまり答弁者席がこの委員会に関しては必要ないんです。あと、それからほかの区も見ましたけれども、例えば世田谷区の常任委員会などを見ていると、委員の顔のところだけ映していて執行部は映していないような、ちょっと方式が分からないんですけれども、簡便な方法でやっています。とにかく私は、全ての委員会をこれから常任委員会、特別委員会を大急ぎでやってくれという話ではなくて、少なくともこの懲罰特別委員会のあと2回については何とかできないのかと。

例えば、あの辺の近いところにカメラを設置しておいて、それをユーチューブ配信ということがちょっといいのかどうか分からないけれども、それだけを撮って議会のアカウントでどこかで流すようなことでもいいので、とにかく全てをやってくれと今お願いしようと思っているわけではありませんで、申し上げます。

安斉理事 奥山理事にちょっと聞きたいんですけれども、なぜこの懲罰特別委員会だけ残りの2回をそんな強行的に動画配信させたいという、ちょっと私は合理的な理由が分かりません。私は、もしやるのであれば、全ての委員会をしっかりと議論した後にやるべきだと思いますけれども、何か懲罰特別委員会だけを、残り2回を何が何でも——私が聞くとですよ——配信をしてほしいというのは、何か意図があってそういう発言をされているというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

奥山理事 まず、強行的にというわけではなくて、ぜひ皆さんで御検討いただきたいということと、本当は一番初めからやってほしいとは思っていたんですけれども、私がよく分からずに話をすることはできなくて、この前の委員会のときに発言をしたということの経緯があります。明日はもう無理なので残りの2回しかないということです。残りの2回が特に必要というわけではないんですけれども、どういうことかという、一番肝腎なところというか、つまり懲罰委員会としての考え方を決めるのが残りの2回になるわけです。そこは、先ほども言いましたけれども、公正公平にやっているということを知らせるためにも、そしてまた非常に関心が高いので、こういったことこそ公開というか、インターネット配信をしてほしいです。そうでないとすると、傍聴者が撮ったものを流すことになってしまって、何か杉並区議会の在り方としてちょっと悲しいなというか、何でそんなことぐらいもできないのと思っています。業者に今から頼んでもすごく大がかりなことをしなくても、何らかの手だてはあると思います。

脇坂理事 では、この件についてはまた次回の理事会までに各会派持ち帰りをしていただ

いた上で、取りあえず今後の大きな見通しについてということも含めてになるかとも思いますし、また、目先の懲罰特別委員会の扱いということも含めてだと思えますけれども、それぞれ各会派として意見をまとめておいていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのようにいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前 11 時 37 分 閉会)